

名古屋都市計画地区計画の変更計画書

(神 ノ 倉 西 地 区)

(名 古 屋 市 決 定)

名古屋都市計画地区計画の変更（名古屋市決定）

都市計画神ノ倉西地区計画を次のように変更する。

名 称		神ノ倉西地区計画	
位 置		名古屋市緑区鳴海町字神ノ倉の一部	
面 積		約0.9ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、市東部の丘陵地に位置し、緑豊かな都市環境の形成を図るために指定されている熊野風致地区内にある。 低層住宅地の造成を目的とした開発行為における基盤整備の効果を維持するため、敷地の細分化等の制限により良好な住宅地へと誘導し、さらに、風致地区内であることから、ゆとりとうるおいのある緑豊かな住宅地として発展させることを地区計画の目標とする。	
	土地利用の方針	本区域は、風致地区内の低層住宅地として、良好な居住環境の形成を図る。	
	建築物等の整備の方針	良好な住宅地とするため、建築物の用途は低層住宅を原則とし、宅地の細分化等による環境悪化を防止するため、敷地面積の最低限度を定めるとともに、建築物等の形態又は色彩その他の意匠にも配慮する。さらに防災面や景観面を考慮して、垣又はさくの構造の制限を行い、生垣等により緑化の推進を図る。	
	その他当該区域の整備、開発及び保全に関する方針	敷地面積の10分の3以上を緑化目標として、区域内を緑化する。	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 住宅、共同住宅 2 上記の建築物に付属する車庫又は物置 3 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なもの
		建築物の敷地面積の最低限度	200㎡ ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものの敷地については、この限りでない。
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物や工作物の形態又は意匠は、周辺環境と調和したものとする。色彩は、原則として原色を避け、落ち着いた色調とする。
		垣又はさくの構造の制限	道路に面する垣やさくは、生垣又はフェンス等（高さ60cm以下の部分はこの限りではない）とし、フェンス等とする場合はその前面を緑化する。 ただし、門はこの限りでない。

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

地区計画を定めることにより、建築敷地及び建築物等の秩序化を通して、良好な低層住宅地を計画的に誘導し、ゆとりとうるおいのある緑豊かな住宅地の形成を図る。